

# 初任給等引上げ 応援奨励金

県では安定的な人材の確保や定着を促進するため  
初任給や若年層の正規社員の賃金について  
引上げを実施する事業者を応援します。

最大 **100** 万円

1事業者  
あたり

1人につき10万円  
(上限10名まで)

## 対象従業員

- 1 県内の事業所に勤務する、賃上げ日に35歳に達していない従業員
- 2 正規社員  
※正規社員の範囲については、  
募集要項をご確認ください。

## 賃上げの内容

- 1 引上げ後の賃金を支払った日が令和6年4月1日以降であること
- 2 基本給について、定期昇給相当分<sup>(※)</sup>を除き3%以上引き上げること  
※通常の業績や評価において昇給する金額

## 対象事業者

県内に事業所を有し、常時雇用労働者が1名以上の中小企業等

※中小企業等範囲については、裏面をご確認ください。

## 申請期限

令和7年(2025年) **2月28日(金)**まで(必着)

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。

申請  
窓口

初任給等引上げ応援奨励金事務局(やまぐち働き方改革支援センター)  
[受付時間] 平日9:00~17:00 [定休日] 土・日・祝日・年末年始  
☎083-974-2050 ✉shinsei\_yhataraki@joby.jp



## 申請の流れ

### 賃上げの実施

# 1

- 1 対象従業員
- 2 賃上げ内容

を確認のうえ、賃上げを実施し、

**令和7年2月28日** までに

従業員に支給してください。

### 奨励金の申請

# 2

従業員へ賃金支給後、速やかに必要書類を添付し、郵便またはメールで申請窓口に送付してください。

※申請書等はホームページよりご確認ください。

初任給等引上げ応援奨励金事務局  
(やまぐち働き方改革支援センター)

✉ [shinsei\\_yhataraki@joby.jp](mailto:shinsei_yhataraki@joby.jp)

### 奨励金の支給

# 3

県から「支給決定通知書」が送付されます。

事業者の指定する口座に奨励金を支給します。

その他要件等詳細や提出書類の確認等は、下記ホームページより募集要項をご覧ください。

## 中小企業等について

「中小企業等」とは、下記に定める者を指します。

主たる事業として営んでいる業種	資本金	従業員
① 製造業、建設業等	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種	3億円以下	300人以下
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人 農事組合法人、農業法人	—	300人以下
⑩ 中小事業支援法第2条第1項 第4号に規定される中小企業団体	業種分類 ① から ⑧ までの区分に応じ、 ① から ⑧ までの 従業員の規模以下の者	
⑪ 特別の法律によって設立された 組合及びその連合会		
⑫ 財団法人及び社団法人		
⑬ 特定非営利活動法人		

## お問い合わせ先・申請窓口

### 初任給等引上げ応援奨励金事務局 (やまぐち働き方改革支援センター)

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 KDDI維新ホール3F  
[受付時間] 平日9:00~17:00 [定休日] 土・日・祝日・年末年始

☎ 083-974-2050

✉ [shinsei\\_yhataraki@joby.jp](mailto:shinsei_yhataraki@joby.jp)

